

東京都卓球連盟憲章

第一章 基本理念

第 1 条 東京都卓球連盟（以下、「本連盟」という。）は、21世紀における東京都民卓球の持続可能な進歩を支えるため、世界平和の象徴として、また栄光と感動の象徴として培われてきたスポーツ文化の意義を基本理念として、「東京都卓球連盟将来ビジョン」に基づき、堅実かつ確実に、卓球文化創造への歩みを継承していくものとする。

第二章 基本目標

第 2 条 本連盟は、第一章の基本理念を達成するため、次の基本目標の実現に努めるものとする。

1 生涯スポーツ事業の拡充

- (1) 全ての卓球愛好者が生涯を通じて生きがいを共有し、共に高めあえる環境づくりを行う。このため、本連盟の主催、主管する全ての競技大会は、可能な限り多様な世代が参加交流できる機会を設けるものとする。
- (2) 生涯スポーツ事業の拡充を達成するため、(財)日本卓球協会、行政、他県市団体、民間企業、NPO・ボランティアなどと連携協力し、全国の愛好者が参加可能なイベントの開催に努めるものとする。
- (3) 国際的なイベントや国際交流事業を活性化させるため、専門組織による調査・研究を深めていくものとする。
- (4) 障害者スポーツ分野について、本連盟は常に現状理解に努めると共に、その振興に貢献していくものとする。

2 競技力の育成

- (1) (財)日本卓球協会が主催・主管する国際大会、全日本大会等、日本卓球の競技力発展に貢献する大会の拡充に協力していくものとする。
- (2) 有能なホープス・ジュニア選手が目標を持って卓球に精進できる一貫育成システムを構築する。本連盟は、(財)日本卓球協会と支部団体の中間組織としてこの役割を果たすため、学校体育と連携して、独自の育成事業を継続的に実施していくものとする。
- (3) 次代のトップレベル選手の意識啓発と国際感覚を養成するため、生涯スポーツ事業と連携して国際交流事業を企画・実施していくものとする。
- (4) 支部団体が開催するイベントについて、その要請に基づき可能な限り共催すると共に、そのレベル向上に関して、本連盟として可能な範囲で支援していくものとする。

3 小中学生の育成

- (1) 日本卓球の次代を担う小中学生愛好者の育成・拡充について、組織的かつ継続的に取り組むと共に、主催、主管大会等、あらゆる機会を通じて、スポーツマンシップを普及していくものとする。
- (2) 小中学生指導者の育成・拡充に努める。このため、専門組織を設け、独自事業を実施していくものとする。
- (3) 支部団体が行う小中学生指導者の育成活動に対して、人材派遣、情報提供等、必要な支援を行うものとする。
- (4) 学校体育と社会体育が一体となった育成環境の醸成に努める。本連盟は、この一環として社会人クラブの設立・運営に対して必要な支援を行うものとする。

4 日本卓球への貢献

- (1) (財)日本卓球協会が主催する諸事業に対して、組織的な協力を継承すると共に、各事業の発展・拡充について、企画検討に努めるものとする。
- (2) 日本卓球の発展への貢献が期待される有能な人材の発掘・育成に努める。さらに、(財)日本卓球協会への人材派遣について可能な限り協力するものとする。

(目標の実現)

第 3 条 本連盟は、前条の基本目標を実現するため、「東京都卓球連盟マスタープラン」において個別目標を定め、この実現に努めるものとする。

第 三 章 組織の活性

(支部との連携)

第 4 条 本連盟は、第 2 章「基本目標」を実現するため、区市町村および、学校団体等を支部として、一体的かつ相互の主体性が尊重された連携組織を構築するものとする。

(透明性の維持)

第 5 条 本連盟の事業活動および財務状況は、原則として会員や卓球愛好者に公開されるものとする。また、本連盟は、会員の個人情報保護に努めると共に、会員からの意見・提案を可能な限り聴取し、その反映に努めるものとする。

(公益法人)

第 6 条 本連盟は、都民卓球の持続ある発展を担う社会貢献団体であり、この使命を達成するため公益法人を目指すものとする。

- 2 本連盟は、透明性の維持および、事業活動を適切かつ公正に運営するため、継続的に事務局体制の充実に努めなければならない。

(専門組織)

第 7 条 本連盟は、第 2 章「基本目標」を実現するため、必要な専門組織を創設する。創設に際しては、現有人材の参加を最大限求めるものとする。

(役員)

第 8 条 本連盟への役員の参加は、各支部公平であることを原則とする。ただし、有能な人材発掘の観点から、組織推薦された人材は積極的に参加を求めるものとする。

- 2 本連盟人事の活性化に資するため、役員には、原則として定年制を設けるものとする。

(顕彰)

第 9 条 本連盟に貢献のあった団体および個人を顕彰するものとする。

(会費)

第 10 条 本連盟に加盟する会員は、原則として会費を負担するものとする。

平成 18 年 5 月 1 日 代議員会にて決定。